

## 北九州市地域福祉計画策定懇話会の概要

### 1 目的

本市の地域福祉の推進に係る取組内容等を定める次期北九州市地域福祉計画の策定について幅広く意見を聞くため、「北九州市地域福祉計画策定懇話会」を開催する。

### 2 開催期間

令和7年11月～9年3月(7回開催予定)

### 3 構成

地域福祉に関する識見や専門知識を有する者、地域関係者 など

### 4 根拠規定

「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」  
(令和3年3月31日付厚労省社会・援護局長他通知)

#### 第三 地域福祉計画の策定ガイドライン

##### 1(2)②地域福祉計画策定委員会

地域福祉計画の策定に当たっては、市町村の地域福祉担当部局に地域福祉推進役としての地域住民、学識経験者、福祉・保健・医療関係者、民生委員・児童委員、市町村職員等が参加する、例えば「地域福祉計画策定委員会」のような策定組織を設置することが考えられる。